



戦争をさせない Anti-War Committee of 1000 1000人委員会

1000人委員会ニュースNo.12

(2014年11月20日号)

〒101-0063東京都千代田区

神田淡路町1-15 塚崎ビル3階

TEL:03-3526-2920

FAX:03-3526-2921

■11.11 戦争させない・9条壊すな！総がかり国会包囲行動に 7000 人

11月11日夜、「戦争させない・9条壊すな！総がかり国会包囲行動」が行われ、約7000人が参加し「安倍政権にNO！」の声をたたきつけました。「戦争をさせない1000人委員会」と「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」が主催し、小雨まじりの中、国会周辺には解釈改憲で集団的自衛権の行使を容認した安倍政権に反対する市民らが続々と集まり、国会議事堂を取り囲みました。

国会議事堂正門前と議員会館前には鉄柵が設けられ、大勢の警察官が参加者を囲んでも

のものしい雰囲気にも包まれるなか、歩道をぎっしり埋めた参加者はキャンドルライトやペンライトなどをかざし、時間を合わせて四方から「集団的自衛権反対！」「行使容認、今すぐ撤回！」「戦争する国、絶対反対！」「9条壊すな！」の同時コールを行いました。また、衆院解散の報道が流れる中で、「安倍はやめろ！」の声もひととき大きく響きました。

国会正門前の集会主催者あいさつで、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会の高田健さんは、「6月末以来積み上げられてきた共同行動は見事に終了し、団結して皆さんと一緒に闘おうと呼びかけることができている。私たちは今日の共同行動を大事にして、安倍政権を倒すまで文字通り総がかりで闘っていききたい」と力強くアピールしました。



国会に向けて一斉にシュプレヒコール（衆議院第二議員会館前）



歩道を埋め尽くした参加者（衆議院第二議員会館前）

議員会館前の集会では、戦争をさせない1000人委員会呼びかけ人の福山真劫さん（平和フォーラム代表）が行動提起を行い、「来年1月から3月にかけて予定されている日米ガイドライン改定の合意を絶対に許さない行動を行っていききたい。その後5月から7月にかけて、集団的自衛権行使容

認の閣議決定を受けて戦争関連法案が国会に提出される見込みで、ここが最大の山場だ。国会周辺に結集して安倍政権に揺さぶりをかけたい。今日の国会包囲行動は2団体の共同行動だが、他にも憲法や平和を訴える多くの団体がある。来年の闘いは総行動で安倍内閣を包囲し、安倍の政策転換を勝ち取りたい」と訴えました。

国会周辺の各所では野党各党の国会議員や、1000人委員会呼びかけ人の鎌田慧さん（ルポライター）、前田哲男さん（ジャーナリスト）、佐高信さん（評論家）、雨宮処凜さん（作家・活動家）、落合恵子さん（作家）らが「憲法違反の閣議決定に基づく日米防衛ガイドラインや戦争関連法案制定を阻止しよう」などと力強くアピールし決意表明を行いました。



鎌田慧さん



前田哲男さん



佐高信さん



雨宮処凜さん



国会前でアピールを行う落合恵子さん、左は日弁連憲法問題対策本部長代行・山岸良太さん（衆議院第二議員会館前）



四方から国会を取り囲み「集団的自衛権反対！」「戦争法制絶対反対！」などとシュプレヒコールを上げた（衆議院第二議員会館前）

■11.11 院内集会

11月11日、夜の総がかり国会包囲行動に先立って、参議院議員会館講堂で「日米防衛ガイドライン改定絶対反対！みんなの力で憲法破壊を阻止しよう！戦争をさせない1000人委員会 11.11 院内集会」が開かれました。

開会あいさつでは、1000人委員会呼びかけ人の福山真劫さん（平和フォーラム代表）が「11月9日に大阪で1000人委員会の結成集会があり、ほぼ全国で1000人委員会が立ち上がった。賛同人が1800人を超え、249万を超える署名が集まった。各県にできた1000人委員会を市町村や職場・地域にぜひつくってほしい。草の根から運動を広げて安倍政権の暴走を止めたい。衆議院の解散が取り沙汰される中だが、皆さんの力を結集して平和、



会場は満員の参加者で埋まった（11月11日、参議院議員会館講堂）

戦争をさせない1000人委員会 11.11 院内集会」が開かれました。

民主主義、脱原発、憲法擁護の流れを作り出していきたいと思います」と呼びかけました。集会には吉田忠智参院議員（社民党党首・立憲フォーラム）、辻元清美衆院議員（民主党・立憲フォーラム）ら国会議員も多数参加し、安倍政権と闘う決意を表明しました。

続いて、防衛省の取材を長らく担当し、海外における自衛隊の活動についての現地取材も多く経験している半田滋さん（東京新聞論説兼編集委員）が、「集团的自衛権」行使容認や「日米防衛ガイドライン」改定の動きなど、安倍政権の防衛政策の問題性について講演を行いました。

集会の最後に、自治体議員立憲ネットワーク共同代表の玉田輝義さん（大分県議会議員）が挨拶し、「立憲ネットワークは、安倍政権の解釈改憲に危機感を持つ自治体議員が今年6月15日に集まって結成した。会員は400人を超えた。7月1日の集团的自衛権行使容認の閣議決定の際には、全国各地でそれぞれの議会から抗議声明を上げた。立憲ネットワークでは来年の統一地方選挙で全員の当選を目指し、住民生活に最も重要な憲法を破壊する動きを地方から阻止したい。皆さんと一緒に闘っていききたい」と連帯の決意を述べた。



玉田輝義さん（自治体議員立憲ネットワーク共同代表）



半田滋さん（東京新聞論説兼編集委員） 先日アメリカの中間選挙があった。アメリカの株価は過去最高値を記録し続けている。オバマ大統領になってから失業率も10%からほぼ半減の5.6%まで引き下がった。それにもかかわらず民主党は勝てない。日本はどうかというと、株価は過去最高から見るとほぼ半値、労働者の収入も15ヵ月連続でマイナスとなっている。株が上がり円安が進んでいるのに輸出は一向に伸びず、ごく一部の企業と株を運用できるお金持ちしか利益にあずかっていない。その中で今回、衆議院選挙に打って出るというのは本当ですか、負ける覚悟でやるのですか、と思う。逆に勝った場合の恐ろしさは、来月半ばに投開票が行われるとして、そこから4年間安定した政権運営が可能になると

いうことだ。解散して選挙になるとすれば、野党がここで力を発揮するチャンスであり、ここで踏ん張らなければいつ踏ん張るのかということだろう。

1. 日米ガイドラインとは

今日は、日米防衛協力のための指針（日米ガイドライン）について解説したい。日米ガイドラインの根底にあるのは日米安全保障条約だ。これだけでは具体的に日本が攻められたときにアメリカとどのような役割分担をするのか分かりにくいということで、1978年にもし日本が侵略を受けた場合に、限定的な小規模侵攻の場合は日本が独力で対処する、それを上回る本格侵攻があった場合には米軍と協力して跳ね返す、という内容の日米ガイドラインが制定された。日米安全保障条約の第5条に書いてある、アメリカによる日本の防衛義務を具体化したものにすぎなかったのが最初のガイドラインだ。もともと安倍首相は安全保障条約の解釈において独特の考えを持っている。第1次安倍政権発足の2年前に出版された「この国を守る決意」（2004年）の中で、「軍事同盟というのは血の同盟だ。アメリカは日本を守るために血を流すのに、日本はアメリカを守るために血を流すことがない。これで対等なパートナーと言えるだろうか。我々の世代には重大な責務がある。それは、日米安全保障条約を対等に引き上げることだ。そのためには集团的自衛権を行使することが必要だ」と書いてある。7月に集团的自衛権行使容認の閣議決定を行ったが、もともと安倍さんが国会議員としての政治信念でやらなければならないと考えていたことだ。しかし、このような考えを持つ自民党議員はそう多くはないだろう。安保条約第5条でアメリカが日本を守る義務があるが、その代わりに第6条でわが国はアメリカに対して基地を提供する義務があるとされている。5条と6条が双務性を帯びているというのがこれまでの日本政府の説明だった。安倍首相はこれではだめだという考えを持って、第1次安倍政権の時には憲法改正もしくは憲法解釈の変更を行おうとした。第2次安倍政権では憲法解釈の変更によって集团的自衛権の行使を認めていくという方向性を出してきた。

2. 過去のガイドライン改定と今回の改定

ガイドラインは1997年に一度改定されている。この改定のきっかけは朝鮮半島危機があった。1993年に金日成主席が北朝鮮で核開発を始めると宣言した。すでに違法な核開発施設が国連の査察によって発見

されており、アメリカ政府はこの施設を空爆するという計画を立てて、日本にこれを支援してほしいと言ってきた。自衛隊の派遣、日本国内の民間港湾や空港の使用などが求められた。それに対して日本は、集団的自衛権の行使は認められていないとってゼロ回答した。日本がアメリカの戦争に協力しないということもあり、結果的にアメリカは北朝鮮の空爆はしなかったため、第2次朝鮮戦争は避けられた。しかし、日本とアメリカの関係が悪化したため、アメリカの戦争を憲法の枠の中で手伝えるようにすべきではないかという議論になり、96年に日米安保共同宣言が出され、翌97年に日米ガイドラインを改定した。それまでのガイドラインは日本有事しか定めていなかったが、97年の改定時は日本の近くでアメリカが戦争を行う際に、放置すれば日本に飛び火しかねないような場合を周辺事態と名付けて、周辺事態に協力できるルールを作った。従ってすでに日本防衛だけではなく、アメリカの戦争に対して日米安保条約第5条を飛び越えて憲法の枠の中とはいえ協力できる体制にしてあるのが今のガイドラインだ。では今回の改定ではどこが違うかというところ、7月1日の閣議決定を反映させて集団的自衛権の行使をしてアメリカの戦争に全面的に参加するという内容をガイドラインに書き込む。ガイドラインは、「日米安全保障条約および関連取決めに基づく権利及び義務ならびに日米同盟の基本的な枠組みに従う」としながらも、5条に書かれていない日本によるアメリカの防衛義務が追加されるというのが今回のガイドライン改定の重大な問題点だ。

しかも、今回のガイドラインの改定は、去年の10月に行われた「2プラス2」という日本とアメリカの外務大臣と防衛大臣の話し合いで、日本側からガイドラインの改定を申し出たものだ。なぜそんなことを言うのかというと、日本と中国との間に争い事があるからだ。今回のAPECの中身を見ても、考えの違いがあることを認めている。尖閣諸島をめぐる明らかに領土問題がある。中国は年々国防費を増やしており、中国の国防費13兆4000億円に対して日本は4兆8000億円なので、中国は3倍近い金額を国防に費やしている。アメリカは「リバランス」すなわちアジア太平洋海域と言いながら、あまり意欲を示してこない。アメリカが日本に関心を持って、中国との争いに手を出してくるようになり、日本は自衛隊を差し出していく。この自衛隊をアメリカに好きに使ってくださいと言わんばかりの内容が、ガイドラインにはっきり書き込まれていくだろう。日本から見れば東アジアの安定のために、自衛隊を世界規模で米軍の手下として使うことを認めていくということだ。すでに出されたガイドライン改定の中間報告では「周辺事態」という言葉はなく、「グローバル」という言い方になっている。また、「切れ目のない防衛」という中に集団的自衛権行使を入れてある。集団的自衛権とは「密接な関係にある国が攻撃を受けた場合に、自国が攻撃を受けていなくても武力をもってこれを阻止する権利」と日本政府は定義している。中東などでアメリカ軍の船や基地が攻撃を受けた場合、自衛隊がアメリカと共に戦争を行うことが想定されるということだ。

3. 議論が足りないガイドライン改定

今回、手順に大きな問題があるだろう。日米ガイドラインというのは行政協定なので、日本の外務大臣と防衛大臣、アメリカの国務長官と国防長官の4人がサインをするだけで効力を発揮してしまう。一方で条約というのは国会の中で議論をして衆議院と参議院で承認されなければ発効しない。集団的自衛権の行使が合憲だという憲法解釈の変更は、内閣の判断だけで行った。それと同じようにガイドラインも安倍内閣の判断だけで変えることができる。そこがまず大きな問題だ。そしてアメリカに対して日本が集団的自衛権の行使を約束してしまうと、来年の通常国会に出てくると予想されている自衛隊法など15程度の関連法について、野党に対してすでに日米ガイドラインの中でアメリカと約束したのでいまさら反対と言われてもアメリカとの約束なので変えられないという話になるのではないかと。つまり本当なら順序が逆で、日本の国内法を変える必要があれば国内法を変更する議論をして、変えた中身を受けてガイドラインを変えなければならないだろう。アメリカからの外圧を利用して日本の法律を力づくで変えるということだ。しかも来年予想されているのは予算案が通った後なので、普通にいけば4月から6月の会期末までのわずか2ヵ月で15本もの法律を通すということになる。本来なら1つの法律を1国会で議論する必要がある



国民にウソをついて集団的自衛権の必要性を煽っていると指摘する半田滋さん

ので15年はかかるようなものだ。これは去年の臨時国会で特定秘密保護法を67時間という短時間で通したという成功体験が安倍内閣の中にあり、力づくで押せば何とかできるという経験しているから今回も力づくでやっても問題ないと考えているのだろう。しかも特定秘密保護法は、野党で賛成したのはみんなの党だけだった。集団的自衛権の行使について賛成する可能性のある政党は、維新の党、次世代の党など増えている。集団的自衛権の行使関連法は、前よりも簡単に通りやすい環境がある。閣議決定だけでは実効性はないが、ガイドラインで決めて法律を変えて自衛隊の行動を幅広くしていくということになれば、集団的自衛権行使の閣議決定に命が注がれ、国の形が根底から変わってしまう。

4. 閣議決定を追認するガイドライン改定

今の安倍政権は歴史修正主義で、韓国との間にある慰安婦問題についても、過去の植民地支配と侵略に対する反省とお詫びの言葉を述べた河野談話自体は継承するとしながらも、「河野官房長官の国会の発言がおかしい」と言い始めた。従軍慰安婦の問題と来年の戦後70年に自民党が出す談話によって、河野談話や村山談話の上書きをしていき、過去は間違っていないという流れに持っていくのではないか。東アジアの緊張を高めて、中国との関係が悪くなったから武力衝突の危険が出てきたのでアメリカに出てきてもらい、そのために自衛隊を差し出すということになるのではないか。

今回のガイドラインの中には、アメリカのグローバルな活動に関して「後方支援」を拡大するということが複数の項目として書き込まれている。集団的自衛権の行使にならなくても自衛隊が米軍と一体化した活動をするということだ。本当は臨時国会の中でガイドライン改定の集中した議論をすべきだったが、このまま解散になってしまえば全く議論ができない。ガイドラインは行政協定なので日米の閣僚だけでサインをして、来年になったら法改正が進んでしまう恐れがある。まずはガイドラインに対して反対だと強く言っていかなければ、閣議決定を追認したことになってしまう。ここが踏ん張りどころだ。

■11.10「戦争をさせない全国署名」第2次集約を提出

「戦争をさせない1000人委員会」は、3月から全国各地で取り組んできた「戦争をさせない全国署名」の第2次集約分について、11月10日に衆議院・参議院の請願課への提出を行いました（内閣府への提出は近日中に行います）。「戦争をさせない全国署名」は第1次集約と合わせて合計で249万8534筆に達しました。この間賜りましたご支援・ご協力に心から感謝申し上げます。現在、新しい署名運動の提起に向け、準備をすすめています。



第2次集約で全国から集まった署名

私たち「戦争をさせない1000人委員会」は、これからも皆さんとともに頑張ります！



衆議院請願課へ提出（11月10日）



参議員請願課へ提出（11月10日）

■「戦争をさせない1000人委員会」賛同者が広がっています

「戦争をさせない1000人委員会」の賛同者が、1810人、166団体（10月31日現在）となりました。「賛同者一覧」はホームページに掲載しています（各地域の1000人委員会の賛同者になられている方々は除きます）。全国の皆様からのご賛同に、心より感謝申し上げます。「1000人委員会」の運動をさらに広げるため、皆様のさらなるご賛同をよろしくお願い致します。

■全国のみなさんからのメッセージ

— 集団的自衛権の解釈の根拠は、「日本国が存亡の危機に陥ったことが明確に顕在化したとき」というが、危機の顕在化とは誰が判断するのか。その危機は本当に危機なのか。客観的に顕在化したと判断できなければ、恣意のままブレにブレるはず。それよりも外国との緊張を高めるのではなく、戦争を避ける努力こそ抑止力とすべし。



戦争させない・9条壊すな！11.11国会包囲行動より

近隣諸国と友好関係が保てれば戦争など起こり得ない。私的価値観にこだわり、外敵の危機感を煽り「国民の命と財産を守るために」と麗句で国民意識を軍事整備に誘導しようとする狙いが透けて見えます。「国民の命や財産を失うのは戦争である」ということを根拠に論を展開してほしいものです。

安倍総理は「戦争はあり得ない」と断言したが、いずれ総理の席は他者のものとなり未来まで責任は取れない身なのに、当事者能力を超えた発言があったにもかかわらず、野党の詰めは全くなかった。国会討論を聞いていて、鋭いつっこみは見られるものの、総理に狡猾に交わされているように思います。いま一つ詰めが甘いと思います。何とか国会討論で詰め寄る道筋はないものかと、もどかしい気分になります。

— 鹿児島で署名活動をした一人です。街頭で印象に残った市民の反応は次のようなものでした。

- ・何があっても戦争だけはあってはならない
- ・あなた方のように立ち上がる人がいないと日本はダメになる
- ・特攻隊をまつり上げる風潮に腹が立つ。多くの若者が生きていればどんなに社会の役に立っただろうか

という賛同の意見がある一方で、以下のような意見もありました。

- ・息子が自衛隊に入っているけど「戦争をすることはない。危機感を煽っているのはマスコミだから大丈夫」と言っている
- ・戦争になったとしても自衛隊だけが行くんじゃないの？自分には関係ない（男子高校生）

— 私はこれからの日本を生きねばならない若年世代として、集団的自衛権行使容認の動きに断固として反対の声を上げるべきだと思っています。武力に頼らず平和を保つ道を探ることこそが国際社会における日本の役割であり、いま紛争問題を抱える国の人たちでも、こういった戦わない国があることで希望を持てるのではないのでしょうか。私は今の状況が残念でなりません。不安な気持ちと信じられない気持ちでいっぱいです。どうかこれからも声を上げ続けてください。私も微力ながら活動を応援していきたいと思っています。

<事務局からのお知らせ> 各地域の取り組み、1000人委員会の立ち上げ、賛同者の皆様のメッセージなどを掲載していきたいと考えています。事務局へ手紙、FAX、メールでお寄せください。紙面の都合上、掲載しきれない場合はご了承ください。